

倉敷市暴力団排除条例の施行に伴う誓約書の提出について

平成24年3月23日

倉敷市暴力団排除条例の施行に伴い、倉敷市が発注する**建設工事**の施工に携わる業者の方は、平成24年4月1日以降に締結された契約（公共工事請負契約又は下請契約）の発注者に対して、『**自らが暴力団員及び暴力団密接関係者ではない旨の誓約書**』（以下「誓約書」という。）を提出することが義務づけられます。

主な内容は、下記のとおりです。

記

1. 対 象

- ・ 契約金額が 130万円を超える 建設工事の契約（公共工事請負契約又は下請契約）を締結した場合に提出が必要となります。
- ・ 資材の購入や役務の提供等に係る契約の締結は対象となりません。

※契約金額（1件の公共工事請負契約に関し同一事業者間において複数の下請契約を締結したときは、その契約金額の総額）が 130万円以下の場合は、誓約書の提出は必要ありません。

例えば、元請負人と一次下請負人における公共工事請負契約に係る最初の下請契約が100万円である場合は、一次下請負人は元請負人へ誓約書を提出する義務はありませんが、元請負人がさらに一次下請負人と当該公共工事請負契約に係る50万円の下請契約を締結した場合、合計が150万円となり、当該第2回目の契約を元請負人と一次下請負人が締結する時点で一次下請負人は元請負人へ誓約書を提出することとなります。

2. 様 式

- ・ 別紙 ■法人用（元請 下請） ■個人用（元請 下請）
- ・ 様式は契約課ホームページ「**工事・コンサル**」の中の〈**様式集**〉からダウンロードしてください。

3. 誓約書の提出

- ・ 元請負人の方は、契約関係書類と合せて、契約締結時に誓約書の原本を契約課へ提出してください。また、当該下請契約を締結した場合は、下請負届出書等と合せて、下請負人の方から提出された誓約書の写しを工事発注課へ提出してください。
- ・ 下請負人の方（第1次から第6次まで）は、当該下請契約を締結した場合は、下請契約の発注者（元請負人等）に対して誓約書を提出してください。